

## 仙台市フードドライブ支援事業における物品貸し出しのガイドライン

### (趣旨)

- 1 本市は、「仙台市フードドライブ支援事業に関する実施要領」(令和2年9月18日家庭ごみ減量課長決裁)に基づき、本事業の受託者を通じて法人(以下「実施団体」という)に対し、回収用ボックスやのぼり(以下「物品」とする)を貸し出すことで、フードドライブへの参加を促します。

### (貸し出しの対象)

- 2 物品は、以下の要件を満たす実施団体に貸し出します。
  - (ア) 市内に事業所を有すること
  - (イ) 暴力団等(仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む)の反社会団体及びその統制下にある団体でないこと

### (申請)

- 3 フードドライブを実施するため物品の貸し出しを希望する実施団体は、フードドライブ開始の1週間前(1週間前が日曜日もしくは祝日の場合はその前日となる土曜日もしくは平日)までに物品貸出申請書(様式第1号)を提出してください。

### (物品の貸出期間)

- 4 貸出期間は、相談に応じて決定します。なお、最長1か月までとします。また、物品数に限りがありますので、個数や日程について調整をお願いする場合があります。

### (対象となる食品)

- 5 フードドライブで対象とする食品は、賞味期限まで1か月以上ある、常温保存可能な食品です(ただし生鮮食品は除きます)。

### (回収した食品の取り扱い)

- 6 フードドライブで回収した食品は計量の上、本市が指定したフードバンク団体に事前に問い合わせの上、引き渡してください。なお運搬が難しい場合は下記の施設へも持ち込みいただけます。

(ア) 家庭ごみ減量課 青葉区二日町6-12 TEL:022-214-8229

開庁時間:8:30~17:00 閉庁日:土日・祝日、12月29日~1月3日

(イ) 葛岡リサイクルプラザ 青葉区郷六字葛岡57-3 TEL:022-277-8573

開館時間:9:00~16:30 休館日:月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土日・祝日を除く)、12月28日~1月4日、隣接したごみ焼却工場の設備点検日(不定期)

(ウ) 今泉リサイクルプラザ 若林区今泉字上新田 103 TEL:022-289-6401

開館時間：9：00～16：30 休館日：月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土日・祝日を除く)、12月28日～1月4日、隣接したごみ焼却工場の設備点検日(不定期)

(2) 回収した食品により健康被害等の訴訟等が生じた場合は、フードバンク団体が責任を負います(ただし物品の貸し出しを受けた法人等の故意または重過失によるもの場合はその限りではありません)。

(3) 物品の貸し出しを受けた実施団体は、本事業で回収した食品を、転売及び再販売並びに金銭又は財産と交換してはなりません。

(物品の返却及び報告書の提出)

7 フードドライブの実施後7日以内に報告書(様式第2号)を添えて物品を返却してください。

(責務)

8 本事業で物品の貸し出しを受けた実施団体は、このガイドラインの定めるところを誠実に遵守するとともに、特に下記について留意してください。

- (1) 善良な管理者の注意をもって物品を管理すること。
- (2) 物品はフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (3) 物品を転貸しないこと。
- (4) 食品ロス削減や本事業に関する積極的な情報発信に努めること。
- (5) 関係法令の遵守に努めること。

2 物品を使用するに当たり、貸し出しを受けた実施団体の責めに帰すべき理由によって物品の全部又は一部を滅失し、又は棄損したときは、貸し出しを受けた実施団体は、自己の責任において速やかに原形に復するか、又は、損害を賠償してください。

(広報への協力)

9 実施したフードドライブについて、市は、印刷物及びホームページ等での公表や報道機関に情報を提供する場合があります。